

志津川地区復興まちづくりだより

Q 1人暮らしですが、2DKのタイプに入居できないのでしょうか？

A 1人暮らしの方はSタイプ（35㎡程度、1DK）へ入居していただく予定です。ただし、Sタイプの間取りについては、別の形のものも今後検討する予定です。

Q 集団移転希望ですが、一時的に災害公営住宅を利用して、その後、集団移転に参加することは出来ますか？

A 防災集団移転促進事業に参加される方が災害公営住宅に一時的に入居することは制度上できません。しかし、将来、個別に個人で高台等へ移転を予定されている方については、住宅再建のための資金を準備して実際に住宅を建てられるまでの間、「腰掛的」に災害公営住宅に入居していただくことは可能です。

Q 入居後、5年経つと退去しないといけないと聞いたが本当ですか？

A 政令月収が31万3千円を超える世帯の方は、入居後5年経過すると、退去していただくこととなります。なお、政令月収が15万8千円を超える世帯の方は、入居後3年経過すると、家賃が上がり明け渡しの努力義務が生じます。
（詳細は5月16日に配布の「住宅高台移転まちづくりニュース第2号」をご覧ください。）

3 (仮称)志津川地区まちづくり協議会・準備委員会について

志津川地区の住宅高台移転や市街地形成を考える「まちづくり協議会」については、協議会設立に向けた準備委員会を開催し、準備を進めております。設立準備委員会は、行政区長や行政連絡員、商工会や教育関係の方々などによって構成され、まちづくり協議会の構成や進め方などについて協議していただきながら、7月中の協議会設立を目指しています。

今後、準備委員会で協議された内容をこの「まちづくりだより」でご報告していく予定です。

4 書類送付先等の変更について

今後、高台移転の申し込みのご案内など、重要なお知らせが続きます。

ご住所や書類送付先等が変わった方は、速やかにご連絡いただけますようお願いいたします。

お問い合わせ

南三陸町 復興事業推進課

住 所：〒986-0792 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 56-2

電 話：0226-46-1379 FAX：0226-46-5348

H P：http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/

1 5月に開催した個別相談会について

志津川市街地にお住まいだった方を対象に、高台移転に関する個別相談会を5月14日から20日にかけて開催しました。

今回の相談会は、志津川市街地の高台移転について、皆様のご意向を把握するとともに、高台移転に関するご質問やご不明な点について、情報のご提供等を目的に実施しました。

バイサイドアリーナや各仮設住宅の集会所を会場として、7日間で延べ509世帯の方にご参加いただきました。

ご多忙中、多くの方にご参加いただき大変ありがとうございました。

本号では、個別相談会での主なご質問とその回答をご紹介します。

なお、今後も事業に関するご質問、ご不明な点がある方は、お電話や復興事業推進課窓口でお伺いいたします。

※ **参加意向確認書をまだご提出いただけていない方は、速やかにご提出いただけますよう、お願いいたします。**

■個別相談会の状況



2 個別相談会での主なご質問と回答内容について

■高台移転について

Q 高台移転先の宅地の場所などは抽選で決めるのですか？

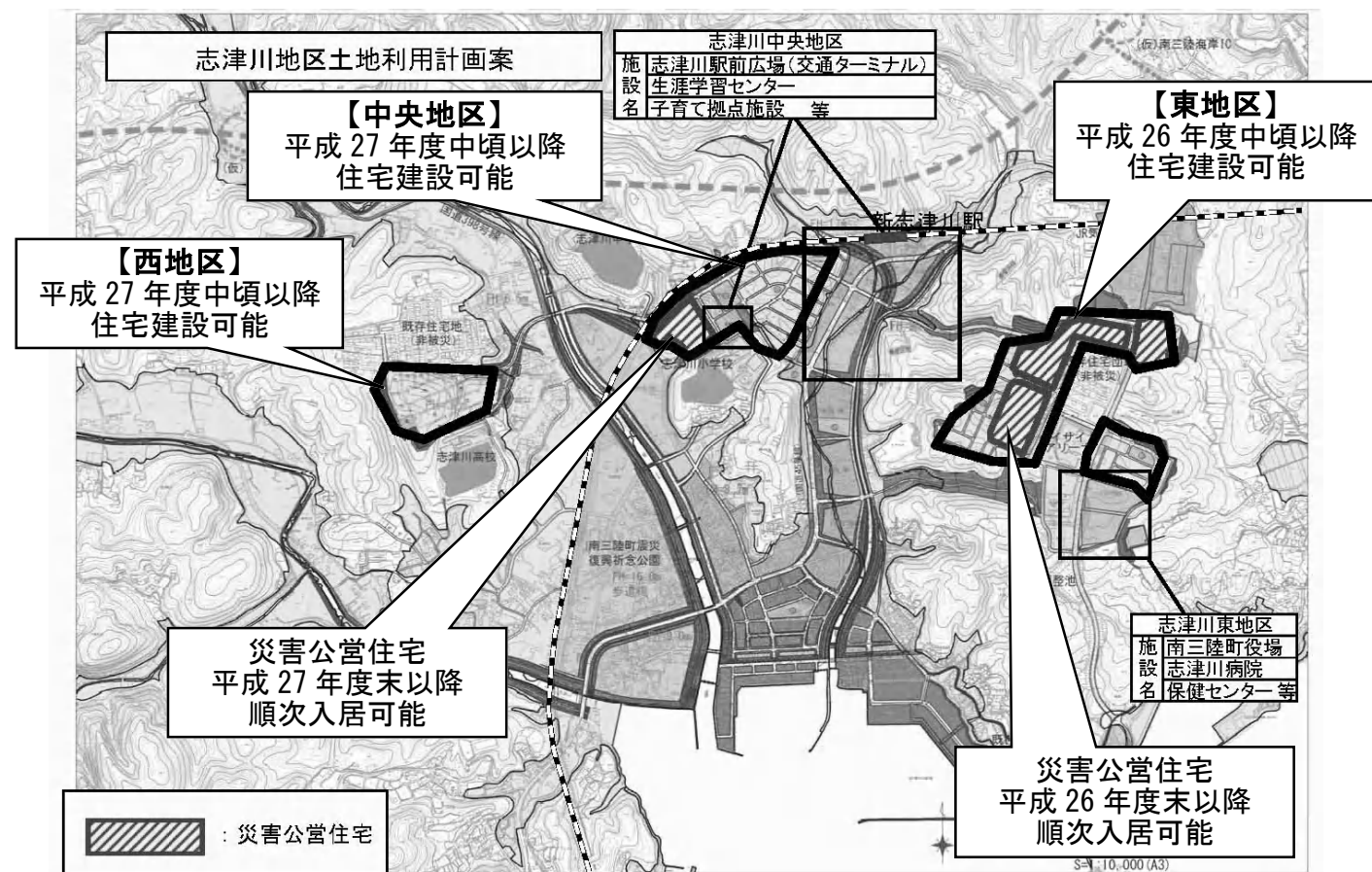
A 住民の皆さんが主体となって組織する「(仮称)志津川地区まちづくり協議会」の中で、移転先の具体的な場所の決定方法や手順についてご検討いただきたいと思います。

Q 移転先の土地取得後（購入または賃借）、どのくらいの期間で家を建てないといけないのでしょうか？

A 速やかに家を建てていただく必要があります。ただし、工務店不足などで建築の順番待ちとなる様な場合等は致し方ないと考えています。

Q いつごろ、住宅が建設可能になりますか？

A 志津川市街地については、東地区が平成 26 年度中頃以降、中央地区および西地区が平成 27 年度中頃以降となる予定です。



* この案はあくまでも現時点での予定であり、今後の用地買収状況や関係機関協議等により変更となります。

Q 被災時に住んでいた宅地を買い取りしてもらった場合、いくらで買ってもらえるのでしょうか？

A 個々の具体的な宅地の買い取り価格は、買い取り申し出の際に不動産鑑定の結果を踏まえて個別に算出します。

Q 被災時に住んでいた宅地の価格の目安が少ないのではないですか？

A 現在、被災した宅地についてより多くの標準的な地点の宅地の価格を示すため、不動産鑑定を行う手続きを進めています。8月下旬頃には、お知らせできる予定です。

Q 新たに取得した宅地や建物に税金はかかりますか？また、減免措置はありますか？

A 不動産取得税、固定資産税がかかります。ただし、条件がありますが減免制度があります。詳しくは次のところまでお問い合わせください。

不動産取得税：宮城県気仙沼県税事務所課税班 TEL0226-24-2530（直通）

固定資産税：南三陸町町民税務課課税係 TEL0226-46-1372（直通）内線番号 402

Q 生活再建支援金の加算支援金を受ける期限までに家の建築が間に合わないのですが？

A 加算支援金は、平成 30 年 4 月 10 日まで申請期間が延長となりました。

Q 志津川市街地の災害危険区域を指定する時期はいつごろですか？

A 今年の秋頃（9 月頃）を予定しています。区域を確定する前に住民の皆様へ説明を行う予定です。なお、災害危険区域の指定日以降、災害危険区域内では新たに住宅が建てられなくなるとともに、既存住宅について修繕はできますが建て替えや増改築はできなくなります。

Q 個別移転する予定ですが、被災時に住んでいた宅地は買い取ってもらえるのでしょうか？

A 個別移転の方も宅地は買い取りが可能です。ただし、制度上、高台移転の参加者数で個別移転の買い取り戸数の上限が決まるため、現時点ですべての宅地を買い取れるかは未定です。

Q 被災時に住んでいた宅地以外の土地は買い取ってもらえないのですか？

A 高台移転に参加される方や災害公営住宅に入居の方がお住まいだった宅地は、希望に応じて町で買い取りを行います。個別移転される方がお住まいだった宅地は、上記 QA のとおりです。それ以外の被災した土地（非居住地：例えば倉庫、店舗、工場、駐車場、更地、農地等）、借家の土地（所有者が住んでいなかった土地等）は基本的に買い取りできません。

（注：公園事業地や津波復興拠点整備事業地にかかる土地は全て用地買収となる予定です。）

■ 災害公営住宅について

Q 間取りはどんな種類があるのですか？戸建型式もあると聞いていますが？

A 4つの住戸型式を想定しています。一部の住戸は木造の戸建又は連棟型式で、戸建・連棟型式は4人以上の世帯向けの住宅として検討しています。

型式名	面積	構造
Sタイプ（1人世帯）	35㎡程度（例1DK）	鉄筋コンクリート造 （集合住宅）
Mタイプ（2～3人世帯）	55㎡程度（例2DK）	
Lタイプ（4～5人世帯）	70㎡程度（例3DK）	木造 （戸建・連棟住宅）
Oタイプ（6人以上世帯）	80㎡程度（例4DK）	

Q 災害公営住宅は全て戸建型式ではないのでしょうか？

A 基本的には3～5階建ての集合住宅（マンション型式）となります。集合住宅にはすべてエレベーターを設けますので、高齢者の方や障害者の方にも負担なくご利用いただけます。戸建型式は、4人以上の世帯向けとして検討しています。